

下津浦漁業組合文書—史料の翻刻と紹介—

下津は、イワシ漁やシラス漁などが中心で、その漁繁期が過ぎると、蜜柑を四国など、各地に運んで生計を立てていた。紀伊国屋文左衛門が江戸に蜜柑を運んだ船出の地として有名な地でもある。また、近代では、現コスモ石油の丸善石油の石油精製工場が立地していたことでも知られている。

さて、この下津浦漁業組合文書(旧和歌山県海草郡下津町。現海南市下津町)は、昭和二五年(一九五〇)に水産庁が収集したもので、現在、横浜市にある、国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所が所蔵している。明治十年から昭和十六年までのものである。また、収集した当初の同文書の点数は、一四六点であったが、新たに目録をとったところ、二〇〇〇点ほどとなっている。

筆者は、これらをすべてあげていきたいところであるが、紙幅がかぎられていることから、本稿では、その中の一部をとりあげて、その史料の紹介をしていきたい。

そこでまず、比較的魚類関係の記載が見られることから、その文書中の「昭和十五年、海草郡水紀伊三郡縣水ニ関スル往復文書」綴(目録番号 15)内から幾つか紹介したい。

【史料 1】(目録番号 15-27-1)

諮問 和水第一号

水産物価格協定委員会

水産物中魚肥、鰹節、鯖節ノ価格、別表ノ通り協定セムトス、右ニ関シ其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和十五年七月二十三日

和歌山縣水産会長佐久間五郎

上の件に関する表に、肥料名に「干鰹」、「鰹荒粕」、が見え、また、鰹節に「本枯節」、「亀節」、「荒亀節」、鯖節に「丸鯖」、「割鯖」、「小鯖」などが見える。

さらに、別表に、「水産物価格調査表」(海草郡下津浦漁業協同組合)があり、それには、昭和十三年度から昭和十五年度までの、「シラス」「小イワシ」「青子鰹」「太魚」「カツオ」「コノシロ」「中バ鰹」「鯖」「アジ」「ハマチ」「車鰹」「鰯」などが見える。

そして、この調査により、その価格の改訂の要望があった。それは次のようなものである。

【史料 2】(目録番号同上)

価格改訂要望品目

(1) 水産製品

さんま開乾(さんま)、釜揚げちめん(しらす)、刺えび(えび)、塩さば(さば)、塩さんま(さんま)

(2) 鮮魚

いさぎ、はまち、さば、あじ、いとより、

(3) 追加設定要望品目

太刀魚開干(太刀魚)、あい開干(あい)、うるめ開干(うるめいわし)、煮干あじ(小あじ)、塩さば(さば)、南蛮焼(えそ、ぐち、にべ、其他近海魚)

その後、同年十月五日には、水産物需給状況調査に関する件、鮮魚並び塩干魚鉄道輸送に関する件などの史料が見られる。

【史料3】(目録番号 15-51-1)

和水第三九五号

昭和十五年十月五日

和歌山縣水産会(印)

木常吉殿

水産物需給状況調査ニ関スル件、

今般公示セラレタル水産物公定価格ニ於テハ、生産地ヨリ消費地ヘノ運賃其ノ他諸掛リヲ認メラズ、斯クテハ、需給ノ円滑ヲ缺クノ虞有之候、就テハ、之ガ対策上ノ参考ニ資シ度候
条、左記事項、御調査ノ上、至急御回報相煩シ度、此段及照会候也、

【史料4】(目録番号 15-51-2)

下漁第三九五号、

昭和十五年十月二十八日、

海草郡下津浦漁業協同組合長、

理事 木常吉、

和歌山縣水産会

御中、

報告書、

本月五日付和水第三九五号ヲ以テ、御照会ニ依ル主題ノ件、左記ノ通り報告ス、

左記、

(中 略)

本組合ノ出荷物ハ、殆ト煮干鱈ニテ袋入レナリ、之レカ筵入ニシテ、十貫匁乃至十二、三貫匁程度トナス、出荷先ハ、京、阪、神ノ三都市ニ殆ト出荷ス(汽車積)、運賃ハ、各都市共、殆ト同一ニテ、一筵金八十錢程度ナリ、

【史料5】(目録番号 15-54)

和水第三九六号、

昭和十五年十月五日、

和歌山縣水産会

木常吉殿、

鮮魚并塩干魚鉄道輸送ニ関スル件、

今般、鉄道局輸送規定改正ニ伴ヒ、塩乾魚ハ前日ノ午前中ニ、鮮魚ハ発車三時間前ニ申告ヲ為スコトト相成候處、斯クテハ、輸送上不利不便多ク、業者ノ蒙ル影響、甚大ナルモノアルニ鑑ミ、昨四日、大阪鉄道局ニ陳情致候、結果鮮魚及塩乾魚中、比較的保存性弱キ生節、蒸魚、一夜乾ニ限り、左記ノ通り、特別取扱ヲ受クルコトト相成候條、此ノ旨、御諒知相成度、

追而、比較的保存性強ク持続性アル塩干魚ヲ生節、蒸魚、一夜乾ニ混入梱包シ、之等ト同種ノ如ク申告シ、又ハ、積込ミタルコト、一件タリトモ、発覚シタル場合ハ、直チニ、懸下全般ニ亘リ、特別扱ハ中止サレ、規定通りノ取扱ヲ受クルコトト相成ルベキニ付キ、斯ル不正ノナキ様、充分御留意相成度、特ニ申添候也、

和歌山県水産会より、下津浦漁協組合理事の久木常吉氏に宛て水産物需給状況の調査を依頼する公文書が出され、それについての報告を同年月二十八日に提出している。また、同年十月五日に、鮮魚並びに、塩干魚の鉄道輸送に関して、同じく和歌山県水産会から下津浦漁協組合理事の久木常吉氏宛てに出されている。

そしてその一か月ほどには、「公定価格表ニ現ハレタル魚類ノ紀州方言」に関する史料が見られる。

【史料6】(目録番号 15-55-1)

和水第四式四号、

昭和十五年十一月十二日、

和歌山縣水産会、

各漁業協同組合御中、

「公定価格表ニ現ハレタル魚類ノ紀州方言」送付ノ件、

曩ニ農林省、商工省、告示第十六号ヲ以テ、生鮮魚介類七十七種ニ亙ル販売価格指定相成候処、掲記品目地方ニ依リ、呼称ヲ異ニスルモノアリ、該当ノ有無不明ノ向モ有之候様、被存候就而、参考ノ為メ別紙「公定価格表ニ現ハレタル魚類ノ紀州方言」一部及送付候也、

(別紙表、確固筆者による)

公定価格表ニ現ハレタル魚類ノ紀州方言、

〈紀州方言〉

マグローマグロシビ(周参見、和深)、ホンシビ(太地)

※幼魚「シビロ」「ヨコロ」ヲ含ム、

キハダーキワダ(各地)、イトシビ、

メバチーメンバ(周参見)、メンバチ(湯浅)、メソバ(白崎、和深、太地)、ダルマ(太地)

ビンナガートンボ、又ハ、トンボシビ(各地)、

マカヂキーナイラギ、又ハ、ノウラギ(各地)、ナエラギ(和深)

メカヂキーシウトメ(各地)、

マカツラーカツラ(各地)、スヂカツラ(和歌山、白崎、御坊、和深、串本、三輪崎)、

ソウダカツラーメヂカ(各地)、スボ(湯浅)、スボタ(田辺)、ぎボカツラ(和歌浦)、幼魚ロウソク(田辺、周参見、串本)、テンギ(白崎)、テンポウ(太地)、

※ヒラソウダ(スヌ)ヲ含マズ、

サハラー幼魚サゴシ、

ブリーワカナ、ワカナゴ、ツバス、イナダ、ハマチ、モソダイ、ヤゾウ、

※アカハナ、カンバチ、ブリ、シオヲ含マズ、

マアヂーアヂ(各地)、ホンアヂ(各地)、トツカ(白崎、三尾)、オホアヂ(田辺、切目)、オ

ニアヂ(和歌浦)、

ムロアヂームロ(各地)、幼魚メンタイ(太地、串本)、

レンコダヒーキダイ、チョウセンダイ(湯浅)、

クロダヒーチヌ(各地)、マキ(串本)、クロヂヌ(田辺)、幼魚カイズ、

※メジナ(グレ)ノ大ナルヲクロダヒ(田辺)ト称スルモ、之ハ異ル、

イトヨリーボチョ(田辺)、幼魚テンレコ(和歌浦、湯浅、白崎、塩屋)、

イボダヒーウラゼ(田辺)、イボデ(和歌浦)、ウボゼ(湯浅、白崎、塩屋、田辺)、

アマダヒーゲシ(和歌浦、白崎、塩屋)、クズナ(白崎、塩屋)、アカゲチ、ヒンズイ(三輪崎)、

※カンダイ、ヲアマダイ(塩屋、切目)、ベニクサ、ビヲアマダヒ(串本)ト云フモ、之ハ異ル、

マナカツラー幼魚チョウチョウ(白崎)、

イワシーヒラゴ、又ハ、ヒラゴイワシ(各地)、

※シラス、カタクチイワシヲ含マズ、

コノシロー幼魚ツナセ、コハダ(各地)、

ニベー幼魚イシモチ(新宮)、

アナゴーキンリョウノメ、又ハ、ハカリメ(田辺)、ホシアナゴ(湯浅、白崎)、

トビウラーアンコ(湯浅)、幼魚アレコ(串本)、
サンマーサンマ、又ハ、サイレ(紀州各地)、サイロ(三輪崎)、サエラ(和深)、サヨリ(和歌山、白崎、田辺)、
カナガシラーカナンド(田辺、和歌浦、湯浅、白崎、周参見、串本)、
スズキー幼魚セイゴ(各地)、
イサギーカジカ、コロシ(白崎、田辺)、幼魚ウヅムシ(白崎、塩屋、田辺、周参見)、
キスーキス、又ハ、キスゴ、
マカエイーエブタ(和歌山、湯浅、和深)、
 ※エブタハ、エイ類ノ総称ニモ用フ、
スルメイカーチンチロイカ(日置)、マツイカ(紀北)、
 ※シリ、ヤキイカハ、含マズ、
アオリイカーモイカ、タチイカ、和名(ミゾイカ)、
 ※モンゴイカハ含マズ、
トコブシーナガレコ、
クルマエビーサイマキ(紀北)、
ジベエビー※シラサエビ(和名ヨシエビ)、アシアカ(和名クマエビ)ニシテ、之ニ含マズ、
キンメダヒーカゲキヨ(紀州各地)、
サゝガレヒーウシノシタ(和名シタビラメ)、

このように、和歌山県における魚類の名称が分かり、興味深い史料である。

次に、その後の昭和十五年十月十五日に、右の水産物公定価格に関して、その改訂を求める陳情書が出されている。

【史料7】(目録番号 15-53-3)

陳情書

一、水産物公定価格改訂方陳情ノ件、

事由、

政府ハ、今次聖戦ノ目的完遂ノ為メ低物価政策ノ堅持ニ努メラレ、或ハ、暴利取締令ノ改正強化、或ハ、価格公定制ノ設定、或ハ、国家総動員法第十九条ニ基ク、価格等統制令ノ公布等、物価昂騰抑制ノ為メ万全ノ策ヲ講ジ、之ガ一端トシテ、水産物ニ対シテモ、八月三十日付水産製品百五十種ニ付、価格ヲ公定シ、続イテ九月二十一日、生鮮魚介類中、重要食糧品七十七種ニ亙リ、公定価格ヲ告示セラル、蓋シ、事変有終ノ美ヲ済スニハ、国民経済生活ノ姿定ハ缺クベカラザル所ニシテ、戦時体制下ニ於ケル必然的措置トシテ、吾等水産業者モ指示了得、政府ノ低物価政策ニ順応シ、之ニ協力スルニ、吝ナニサルモノナルモ、只今般ノ公定価格ヲ通覽スルトキ、豊凶常ナラズ、収穫ノ予想困難ニシテ、季節的、地方的ニ価格ノ変動著シキ水産物ノ商品トシテノ特殊性ヲ度外視セラレタル感深ク、価格ノ形成、品種ノ区分ニ慎重ヲ缺キ、適正ヲ失シ、地方ノ実状ニ即セザルモノ多キヲ甚ダ遺憾ト存スル所ニ候、

一例ヲ水産製品ニ採リテ見ルモ、さんま丸干ノ二十五円ニ対スルさんま開乾ノ二十円ノ如ク、加工程度ノ高低ヲ無視シテ決定セラレタルモノ、開乾あじ二十円ニ対、乾むろあじ二十五円ノ如ク、品目相互間ノ均整ヲ失セルモノ、或ハ、塩さば、塩ぶり、開乾あじ、塩さんま、塩いわしノ如ク、其ノ価格低廉ニシテ、原料費ニスラ及バザルモノ、或ハ又、うるめ、あい、太刀魚等ノ開乾ノ如ク、地方重要生産品タルニモ拘ハラズ、価格ノ指示ナク、其ノ他、塩乾品ニ一括包含セラレン為、優良品ヲ廉価ニ販売セザルベカラズ、従来指導シ来レル加工製法ノ改良モ、意義ナセル結果ヲ招来セルモノ等、価格形成ノ基礎那邊ニアルヤ、全ク諒解ヲ苦ムモノ多ク、尚生鮮魚介類ニ就テモ同様ニシテ、内海ニ於ケル漁業ノ特性ト市場関係ノ考慮ナク、いとより、いばたい、太刀魚ノ如キハ、従来ノ魚価ニ比シ半減ニ近キ迄抑制セラレ、いさぎ、はまち、くろだい、すじき等ノ如ク、内海重要魚族ニシテ、主トシテ活魚ノマヽ搬出サルヽモノニ於テモ、之ヲ鮮魚ト分別スルコトナク価格ヲ決定シ、或ハ、鱒ト鮎、まいわしニ於ケル大羽、小羽、しらすノ如ク、同一魚種ニシテ低減□□□□□□ルニモ拘ハラズ、同一ニ公定セラレタル等、不合理ナル点尠カラズ、最近漁業用資材ノ不足ニ因ル必然的傾向トシテ、漁号経営費甚シク増嵩ヲ来セル□物、斯ル不合理ナル価格ヲ強制セラルルニ於テハ、収支償ハズ、内海小漁業ハ必然、其ノ価値ヲ失ヒ、生産ノ維持拡充ハ、期シテ及バズ、漁家経済ハ、根本的ニ破壊サレ、漁民生活ハ極度ニ脅威ヲ□クル所トナリ、真ニ憂慮ニ堪エザルモノ有之候、就テハ、実状御精査ノ上、再検討ヲ加ヘラレ、品種、銘柄ヲ追加、公定セラルルト共ニ、規定価格ノ是正ヲ行ハレ、真ニ適正ナル価格ヲ公示相成様格別ノ御高配相仰度、茲ニ及陳情候也、

昭和十五年十月十五日、

和歌山縣水産会長佐久間五郎

農林大臣、商工省物価局長

宛、

和歌山縣知事、帝国水産会長

「今次聖戦争」（後の大東亜戦争の意か）、「国家総動員法」、「事変」（支那事変の意か）と見えるのは注目される。ちなみに、軍事に関わる史料に、以下の史料も見られる。

【史料 8】（目録番号 15-66-1）

下漁第二九〇号、

昭和十六年二月十日、

下津浦漁業協同組合長、

理事、久木常吉、

海草郡水産会長、

久木常吉殿、

軍需品供出可能数量調査ニ関スル件、

本月七日付海郡水第七号ヲ以テ御来照ノ標記ノ件、該当無之候条、此段及回答候也、

海郡水第七号、

昭和十六年二月七日、

海草郡水産会長、

久木常吉(印)

㊞

下津浦漁業(協同)組合長殿、

軍需品供出可能数量調査ニ関スル件、

昭和十六年度ニ於ケル貴組合ヨリノ軍需品供出可能数量ニ関シ其筋ヨリ照会有之候条、別紙様式ニ依リ御調査ノ上、該当有之場合ハ、別紙ニ依リ至急御回答相成度、此段及照会候也、

【史料9】(目録番号 16-50)

商水第一二五〇号、

昭和十一年三月二十七日、

経済部長

各漁業組合長殿、

紀伊水道ニ於ケル駆逐艦公式運転ニ関スル件、

標記ノ件ニ関シ別紙写ノ通り、敷波駆逐艦長ヨリ、付近操業漁船ニ警戒方通知有之候ニ付、貴部内当業者へ周知方可然御取計相成度、此段及通知候也、

(別紙写)

駆敷機密第四号ノ六四、

昭和十一年三月三十日、 在大阪鉄工所、

敷波駆逐艦長 佐藤康夫、

和歌山縣知事、藤岡長和殿、

紀伊水道ニ於ケル公式運転ニ関シ警戒方告知依頼ノ件照会、

来ル三月三十日、午後三時ヨリ、午後四時三十分迄、及四月二日午前十時ヨリ午後零時半迄ノ間、紀伊水道簗島沖ニ於テ、本艦公式運転ノ為、艦船速力試験口ノ使用致シ候条、付近漁船ニ警戒方御通知相成度、

なお、右掲げた公定価格について、同年月日付けの文書が、和歌山県水産会より、下津浦漁業協同組合会長理事の鈴木常吉氏宛てに出されている。

【史料10】(目録番号 15-52-1)

和水第三九四号、

昭和十五年十月十五日、

和歌山縣水産会(印)

木常吉殿、

水産物価格調査ニ関スル件、

水産物公定価格改訂方陳情ニ関シ、参考ニ資シ度候ニ付キ、貴地ニ於ケル最近三ヶ年間ノ水産物価格別紙様式ニ依リ、御調査ノ上、至急御回報相煩度、此段及照会候也、この後の十月二十八日に、下津浦漁業協同組合長理事の木常吉氏が、和歌山県水産会宛てに、上の内容についての報告書を出している。

【史料11.】(目録番号 15-52-3)

下漁第三六九号、

昭和十五年十月二十八日、

海草郡下津浦漁業協同組合長、

理事 木常吉、

和歌山県水産会御中、

報告書、

本月五日付、和水第三九四号ヲ以テ御照会ニ依ル主題ノ件、別紙ノ通り報告ス、

と、昭和十三年度、十四年度、十五年度(九月迄)の水産物価格調査表も添えて提出している。それには、「シラス」「小イワシ」「太魚」「カツオ」「鯖」「アジ」「ハマチ」等々の魚類の名称が見られる。

上では、水産物の公定価格等について史料を掲げてきたが、漁獲物の販売についての史料も見られる(「官庁往復文書綴」)。

【史料12.】(目録番号 16-53)

商水第一九三一号、

昭和十一年五月六日、

経済部長、

沿海各漁業組合長殿、

漁獲物販売ニ関スル件、

漁村ノ更生ハ、漁業組合ノ経済的活動ニヨリテ達成シ得ベキモノニシテ、之ガ原動力ハ、漁獲物ノ共同販売事業ノ経営ニ俟ツ處、至大ニ有之、即チ漁業組合ノ漁獲物共同販売事業ノ盛衰ニハ、漁村更生ノ上、組合員ハ、其ノ属スル漁業組合ノ漁獲物共同販売所ニ於テ、全漁獲物ヲ販売スルニ努メ、抜売等ノ無、自覚ナル行為ハ、一切之ヲ為サザルハ、勿論已ヲ得ザル事情ニ依リ、他浦ニ於テ販売スル場合ハ、其ノ地、漁業組合ノ漁獲物共同販売所ニ於テ販売セシメ、相互ノ漁獲物ノ共同販売事業ノ発展ヲ図リ、以テ相互漁村ノ繁栄ニ努ムル様、御指導相成度、此段依命、及通牒候也、

その他に、貝殻の蒐集依頼に関する史料も見られる。

【史料13】(目録番号 16-54-1)

商水第二四九五号、

昭和十一年五月二十九日、

経済部長、

各漁業組合長殿、

貝殻蒐集方依頼ニ関スル件、

現下漁村経済更生上、副業奨励参考ノ為、貴部内採取、各種貝殻、左記様式ニ依リ、御調査ノ上、各種貝殻ニ就テハ、一種ニ付二個宛、御送付相成度、此段及依頼候也、

追而、貴部内ニ於テ、貝殻ニ付篤学ナル調査研究者有之候ハバ、住所氏名付記相願度、申添候、

昭和十一年六月五日、

海草郡下津浦漁業組合長、 木常吉、

和歌山縣経済部長殿、

回報書、

五月二十九日付商水第二四九五号ヲ以テ御照会ニ依ル主題ノ件ハ、本組合地区内ニハ該当ノ事項無之候条、此旨御回報申上候也、

なお、鯛の標識放流に関する依頼についての史料も見られる。

【史料14】(目録番号 16-55-1)

商水第一九〇五号、

昭和十一年五月十九日、

和歌山縣、

沿海各漁業組合御中、

鯛標識放流ニ関スル依頼ノ件、

今般、瀬戸内海鯛洄游状況調査ノ為、香川縣水産試験場指導船壽丸ニヨリ、左記ノ通、鯛ノ標識放流施行致セン趣ヲ以テ、貴組合員ニ於テ、之ガ再捕ノ際ハ、別紙ニ依リ記入ノ上、至急該場宛送付相煩シ度旨、依頼趣候ニ付、貴組合員へ周知方御配意相成度、此段及依頼候也、

記、

一、放流月日、昭和十一年五月一日、

一、放流場所、鳴門ノ中瀬ヨリ南〇、八湊、及孫崎ヨリ北西微北〇、八湊、一、放流尾数、八十尾、

一、標識、銀製及赤色セルロイド製小判形ノモノニシテ、一方ニ穴ヲウガチ、之レニ銀製針金ヲ通シ、更ニ針金ヲ鯛ノ背鰭ノ後端部下方ノ魚体ニ貫通シテ、結付シ符号及番号ハ、香水 1 ヨリ香水 80 迄使用ス、

さらに、青年団に関する史料も所収されているので、次に掲げる（「官庁往復文書綴」）。

【史料15】（目録番号 16-49-2）

商水第八六三号、

昭和十一年三月九日、

経済部長、

学務部長、

各郡市水産会長、

各漁業組合長、 殿、

各沿海市町村青年団長、

漁村青年団体幹部講習会開催ノ件、

漁村ニ於ケル青年団ノ自覚奮起ヲ促シ、漁業組合員ノ素質向上ヲ図リ、漁村更生振興ヲ図ルヲ目的トシテ、別紙要項ニ依リ、標記講習会開催致ス可ク候ニ付テハ、成ルベク多数受講方御取計相成度、此段御通知傍々及御依頼候也、

追而、受講者及漁業組合員、又ハ、青年団員ヨリ旅費ノ一部ヲ御補助相成様、願ハレバ、洵ニ好都合ニ有之候条、特ニ御高配相成度、申添候、

漁村青年団幹部講習会要項、

一、趣旨

本講演会ハ、現下ノ時局ニ鑑ミ、漁村青年団振興ノ一施設トシテ、青年団ノ幹部ヲ選抜シ講師ト生活ヲ共ニシナガラ行ヒ、漁村青年ノ健全ナル人生観ノ確立、独創工夫ニ富メル産業生活ノ充実、共同生活ニ依ル社会生活訓練ヲ徹底ヲ図リ、漁村青年団ノ堅実ナル発達ヲ促シ、郷土漁村ノ更生ニ資スルト共ニ、吾ガ青年団ノ本質ト漁村青年団ノ実情ニ鑑ミ、時局対策ニ付、其責務ヲ確認セシメ、以テ海国日本ノ進展ニ貢献セムトス、

(中 略)

四、講習員資格、

漁業勤労者及青年団員(年齢三十才以下ノ者)ニシテ、郡市水産会長並市町村青年団長、又ハ漁業組合長ヨリ推薦セラレタルモノ、

(後 略)

漁村青年団幹部講習会出席者申込書、

(中 略)

右之通り推薦候也、

昭和十一年 三月十五日、

海草郡下津浦漁業組合長、木常吉、

和歌山縣知事、藤岡長和殿、

漁村維持に際しての青年団教育もさることながら、その青年団幹部講習会出席者の推薦状を県知事に送付しているのは興味深い。

またさらに興味深い史料があるので次に掲げる。

【史料16】(目録番号 17-8-1)

下漁第三九七号、

昭和十五年十一月七日、

下津浦漁業組合長

和歌山縣水産課長殿、

漁港々勢概要照会ノ件、

本月一日付水号外ヲ以テ照会相成候標記ノ件、別紙ノ通及回報候也、

下津浦港勢概要、

一、港ノ沿革、

本港ノ海期ハ、源頼朝公ノ時代ニ紀州海岸ニ貴キ祭神漂着シアリ依テ、之ヲ捜査致スベシトノ命令アリ、依テ紀州海岸隅ナク捜査セシ處、何處ヨリモ、何等ノ沙汰ナキモ、当所大字下津、字神出浦(現在計画中ノ海軍燃料所ノ箇所)ニ神体漂着シアルヲ発見、直チニ報告ヲナシ、朝廷ヨリ神主十二、三名ヲ遣ハシテ、此下津ノ地ニ鎮座セシハ、下津姫ノ命四十八所神社ニシテ、爾來日月ノ経ルニ從ヒ、民家ハ出来、遂ニ今日ニ至リシトイフ、其後人口増殖シツレ、漁業ヲ始メ昔年ハ、各種漁業隆盛ニシテ、五、六十年前ハ、大手操網ニテ、年々九州方面ニ出稼セシモノ数隻アリ、

(後 略)

上史料中に見られる四十八所神社は、現海南市下津町に存在しており、祭神(主祭神)は、下照姫神(したてるひめのかみ)である。また「下津姫ノ命」は、この祭神であろう。そして、上史料

の最後に、「年々九州方面ニ出稼セシモノ数隻アリ」と見られるように、江戸時代、下津浦から九州はもとより、関東相模国三浦などにも出稼ぎに行っていたようである。また、同社関係のものと思われる。史料があるので次に掲げる。

【史料17.】(目録番号 36)

「明治十歳丑四月

西開講仕法帳

講元

中村栄蔵」

定、

一、今般西開講相企可申候、

尤懸金之儀者、月之金壺円掛ニ相極メ、会目者、六ヶ月目ニ可仕候、尤初会ニ者、講元江六円掛之内、金四円、丈ケ頂戴仕、残金之处者、本鬮御買下ケ之節、請取候筈ニ相極メ可致候、尤掛金之儀者、割合之通、御掛可被下候、本鬮御買下ケ之御方様江者、六ヶ月目ニ会目仕、集金相揃江御渡し申上候、猶又、会目ニ者、無遅滞掛金御持参可被成下候、若御持参無之御方様ニ者、本鬮初花相除キ可申候、尤本鬮御買下ケ之御方様ニ者、本金返し証文奥印役判相添江御指入可被成下候、尤質物之儀者、世話人中ヲ見改之上、若不足質ニ有之候共、家屋鋪諸道具類之儀者、一切得請不申候、今日之儀者、午前十時ニ本鬮開可致候、右掛金無遅滞御持参出席可被成下候、本掛金無之候得者、本鬮初花相除キ可申候、掛戻し金一会ニ而も、滞候ハズ、早速世話人中ヲ右指入之質物売掛、作略可致候、尤質物無之御方様ニ者、本鬮御買下ケ候共、満金迄利足も加江、御預り置可申候、

一、他村ヨリ御加入之御方様ニ而も、村内之儉約等申立、会目相延呉候様、申出候共、右等之儀者、一切得請不申候、

一、御連名之内何等ノ外方之出入勘定有之候共、於此講者、掛金指継等、諸度相成不申候、会席料雑用、左に出し申候筈、若当日、御差支御座候者、御方ニ者、御名代御出席可被成下候、

一、掛金初会ヲ満会迄割、左ニ申上候、尤本鬮御買下被成候御方様ニ者、月之掛金壺円づゞ御掛戻し可被成下候、

(略)

講元

中村栄蔵(印)

親請

ㄨ崎重蔵(印)

同

森口平三郎

世話人

(略)

ㄨ木利助(印)

(後略)

この「西開講」はどのようなものかは判然としないが、四十八所神社には西光寺があったことから、その関係なのか。または、「本鬮」「掛金」等と見えることから、頼母子講のようなものかもしれない。もしくは、同神社の境内社に蛭子神社があることから、えびす講のことかもしれない。

ちなみに、聞き取り調査後に、下津浦の阿弥陀寺の桜井さよ氏から、「西開講」について連絡をいただいた。桜井氏によると、四十八所神社がある西ノ浦周辺では、毎年一月二十五日に、「御講（おこう）」という、法然上人御忌会を交代で担当し行っている、という。となると、「西開講」は、西ノ浦の「西」で、その「御講」のことかもしれない。

以上おもに、水産物の価格などの史料を掲げてきた。紙幅の関係からあげられなかったが、紹介できなかった村政や運営に関する史料は枚挙にいとまがない。

(文責 岩田 康志)